

評議員・役員等の報酬及び費用弁償基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人美谷会(以下「本会」という)評議員・役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(評議員・役員等の報酬等)

第2条 評議員・役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員・役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 本会定款第九条において定められた総額の範囲内において、その職務のため出席したときは、報酬として1回につき10,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の用務により旅行するときの費用弁償の額及び支給方法については、本会の旅費規程に準ずるものとする。

(委 任)

第4条 この基準に定めるもののほか、報酬並びに費用弁償の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。